



就学前までに済ませておきたい予防接種

新型コロナウイルスの感染が拡大している状況で病院受診を控えている人もいるかもしれませんが、予防接種は、控えるものではありません。感染症予防と病気のまん延防止などを目的としているため、こんな時こそ接種をする必要があります。

予防接種で病気を防ぐためには、接種期限内に早めに接種することが大切です。子どもが成長してから「予防接種を受けていない」と心配することがないように、計画を立てて早めに接種しましょう。

定期予防接種の種類と対象年齢

種類	回数	対象期間
麻しん風しん混合 (MR 2期)	年長児 1回	2期：年長児の1年間 3月31日(木)まで
四種混合	初回3回と追加1回の計4回	7歳6カ月まで
日本脳炎	初回2回と追加1回の計3回	7歳6カ月まで

小学校卒業前に二種混合予防接種を受けましょう

二種混合予防接種は、三種混合予防接種の追加接種で、破傷風とジフテリアのワクチンです。

近年、二種混合予防接種を接種していない10代からの破傷風発症が確認されています。破傷風菌は土の中に広く分布していて、少しの傷口から感染します。予防するにはワクチン接種が効果的です。三種混合を接種していない人も接種できます。接種する前に、主治医に相談してください。

対象者	小学6年生
回数	1回
接種期限	3月31日(木)

問合せ 市保健センター母子保健係 (☎24-8420)



3月定例市議会を開催します

市議会では、市民の皆さんに議会活動や市政の方向性が分かる本会議を傍聴していただくため、インターネットで議会中継を配信しています。市議会中継を配信している、市内各コミセンや家庭のパソコンでも視聴することができます。ただし、コミセンで視聴できない場合がありますので、事前にお問い合わせください。YouTubeでの配信は、スマートフォンやタブレット端末からも視聴できます。

議会日程(予定)
 ◎2月28日(月) 開会・提案理由説明
 ◎3月8日(火) 議案質疑
 ◎3月9日(水)～11日(金) 一般質問
 ◎3月24日(木) 委員長報告・採決・閉会
 ※日程などは変更する場合があります。

時間 原則午前10時～
場所 市役所カルチャーパレス 本庁舎2階議場
傍聴方法 傍聴席入り口にある用紙に、住所・氏名(団体の場合は団体名・人数)を記入し、備え付けの箱に投函します。

て入室してください。
 ※新型コロナウイルス感染症対策で、議場の傍聴をご遠慮いただく場合があります。事前にお問い合わせください。

問合せ 「傍聴について」市議会事務局、「コミセンでの視聴について」市社会教育課市ホームページ(人吉市議会)↓議会中継)

防災行政無線を使った訓練を行います

地震や武力攻撃などの発生に備え、2月16日(水)に全国瞬時警報システム(Jアラート)の情報伝達試験が行われます。当日は、午前11時ごろに防災行政無線(防災ラジオ含む)から訓練放送を行います。

※気象・地震活動の状況などで、中止されることがあります。

訓練放送内容
 (チャイム)
 「これは、Jアラートのテストです」×3回
 「こちらは、防災人吉市です」(チャイム)

問合せ 市防災安全課防災安全係

愛の献血

- ◆2月14日(月)
 - 【JAKま吉支所】
 - 午前10時～正午
 - 【球磨病院駐車場】
 - 午後1時45分～3時30分
 - ◆2月24日(木)
 - 【スポーツパレス駐車場】
 - 午前10時～正午
 - 午後1時15分～4時
 - ◆3月1日(火)
 - 【ニシムタ人吉店】
 - 午前10時～正午
 - 午後1時15分～4時
- ※400ミリ献血だけです。
 ※新型コロナウイルス感染症の影響で全国的に血液が不足しています。1人でも多くの人の協力をお待ちしています。
- 問合せ** 市保健センター健康増進係



児童手当2月支払い分を振り込みます

2月期(令和3年10月～令和4年1月分)支給分は、2

月7日(月)に指定の金融機関の口座に振り込みます。現況届を提出していない人や手続きのときに保険証の写しなどの添付書類が不足している人は、支払いができませんので至急手続きをしてください。

問合せ 市福祉課児童福祉係

必ずチェック! 最低賃金

熊本県特定(産別)最低賃金が改正されました。特定(産別)最低賃金には、適用範囲があります。詳しくはお問い合わせください。

■電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具・情報通信機械器具製造業
 時間額 863円(令和3年12月15日から)

■自動車・同附属品製造業・船舶製造・修理業、船用機関連造業
 時間額 902円(令和3年12月15日から)

■百貨店、総合スーパー
 時間額 821円(令和3年10月1日から)※最低賃金法第六条により、熊本県最低賃金が適用されます。

問合せ 人吉労働基準監督署(☎22-5151)

ご存じですか?

介護保険 関係の所得控除

障害者控除

確定申告などで、所得税や住民税の控除を受けることができます。申告手続きに必要な認定書や確認書の発行が必要な人(対象と思われる人)はお問い合わせください。

身体障害者手帳などの交付を受けていない65歳以上の人で、要介護認定の有無にかかわらず、寝たきり度や認知症の状態が一定の基準に当てはまると認められた場合は、障害者控除対象者認定書を発行します。

この認定の基準日は、原則申告の対象となる年の12月31日です。

※どの控除も必ずしも税金が還付されたり、軽減されるとは限りません。

医療費控除

<おむつ代>

おむつ代は一定の要件を満たす場合、医療費控除を受けることができます。申告するときは、支払いを証明する「領収書等」と医師が発行した「おむつ使用証明書」が必要です。

■2年目以降で要介護認定を受けている人

おむつ代の医療費控除を受けるのが2年目以降で要介護認定を受けている人は、前年の状態が継続していると確認できた場合、市で交付する「確認書」で医療費控除を受けることができます。ただし、要介護認定の有効期間が13カ月以上の場合、前年度中に主治医意見書が作成されていない場合は発行できません。

<介護サービス利用料>

要介護認定を受けている人が利用した一定の施設・居宅サービスの利用料の自己負担額は、医療費控除の対象となります。申告するときに事業所が発行する「証明書(領収書)」が必要です。

ただし、サービスの種類によっては、自己負担額の半額が対象となる場合や対象外の場合があります。詳しくは国税庁ホームページなどでご確認ください。

問合せ 市高齢者支援課元気・長生き係 (☎22-2111 内線1236)